

(3) 行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 男女参画・府民協働課	大阪府立男女共同参画・青少年センターの敷地内において、行政財産の使用許可を行っている電柱（3本）があるが、当該電柱に行政財産の使用許可又は使用承認の手続を行っていない、道路標識「止まれ」1枚、「駐車禁止」2枚及び道路照明灯3基が設置されていた。	<p>速やかに設置者を特定し、改めて使用許可又は使用承認の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>【地方自治法】 （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 八 使用承認 他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。 （管理の原則） 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 （使用許可の範囲） 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>-----</p>	<p>○ 設置者については、道路標識（3枚）は大阪府東警察署、道路照明灯（3基）は大阪市と特定した。</p> <p>○ 本件については、行政財産の目的外使用許可（承認）が必要と判断し、大阪市（使用許可）及び大阪府東警察署（使用承認）から申請を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年9月21日 使用承認（2枚）の申請（大阪府東警察署）。</li> <li>・ 平成29年9月29日 使用許可（3基）の申請（大阪市）。</li> </ul> <p>（※） なお、道路標識のうち、「駐車禁止」1枚については、大阪府東警察署の判断により撤去された。</p> <p>○ 本件申請は、適当であると認められることから許可（承認）を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年9月27日 使用承認（大阪府東警察署）。</li> <li>・ 平成29年9月29日 使用許可（大阪市）。</li> </ul> <p>○ 今後、行政財産使用許可等の事務を適正に行うため、大阪府公有財産規則及びその他の関係法令等について課内会議において周知徹底した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
住宅まちづくり部 住宅経営室 施設保全課	府営住宅（府営東大阪島之内住宅）の敷地内に行政財産の使用許可又は使用承認の手続を行っていない、道路標識（駐車禁止、一方通行等）14枚、カーブミラー1基、郵便ポスト1基、バス乗降場表示板1枚が設置されていた。	<p>速やかに設置者を特定し、改めて使用許可又は使用承認の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 八 使用承認 他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。 （管理の原則） 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 （使用許可の範囲） 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p>	<p>監査結果を踏まえ、下記のとおり行政財産の使用許可又は使用承認の手続を行った。今後とも、公有財産規則等関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。</p> <table border="1" data-bbox="2243 625 2739 930"> <tr> <td>道路標識</td> <td>府警察本部へ使用承認</td> </tr> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>東大阪市へ使用許可</td> </tr> <tr> <td>郵便ポスト</td> <td>日本郵便株式会社へ使用許可</td> </tr> <tr> <td>バス乗降場表示板</td> <td>設置者の医療法人へ使用許可</td> </tr> </table>	道路標識	府警察本部へ使用承認	カーブミラー	東大阪市へ使用許可	郵便ポスト	日本郵便株式会社へ使用許可	バス乗降場表示板	設置者の医療法人へ使用許可
道路標識	府警察本部へ使用承認										
カーブミラー	東大阪市へ使用許可										
郵便ポスト	日本郵便株式会社へ使用許可										
バス乗降場表示板	設置者の医療法人へ使用許可										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月12日から同年7月10日まで）